

発 議 書

次の会議規則案を提出する。

呉市議会会議規則の一部を改正する規則の制定に
ついて

令和3年6月14日

提 出 者

議会運営委員長

北 川 一 清

呉市議会議長 森 本 茂 樹 様

呉市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
 呉市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

呉市議会会議規則の一部を改正する規則

呉市議会会議規則（昭和31年呉市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第86条 請願書には、邦文を用い請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)を記載し、押印しなければならない。</p> <p><u>2</u> 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p>	<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第86条 請願書には、邦文を用い請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、<u>請願者が署名又は記名押印を</u>しなければならない。</p> <p><u>2</u> <u>請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印を</u>しなければならない。</p> <p><u>3</u> <u>前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印を</u>しなければならない。</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p>

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

これまで行政手続等において求めてきた押印について、特段の合理的な理由がある場合を除き、原則としてその廃止を広く推進している政府の方針を踏まえ、請願者に対して提出時に求めている署名押印を署名又は記名押印に改めるため、本規則の一部を改正する。